

保険料の口座振替手続き方法

「預金口座振替依頼書」は複写の用紙です。必要な方は、事業所または健康保険組合にご連絡ください。

任継保険料を貴方のご指定口座から引落するための手続きになります。

指定された金融機関によっては、初めて納めていただく保険料は健保組合指定口座にお振込いただきますので、ご了承ください。

ゆうちょ・ネット銀行 <u>以外</u> の金融機関を指定	ゆうちょ・ネット銀行を指定
<p>●原則、初回保険料よりご指定口座からの引落になります。</p> <p>※ただし、「資格取得日」、「提出書類が健保組合に到着した日」によって、「個別振込」となります。</p>	<p>●ゆうちょ銀行では窓口での手続きが行えません。初回保険料は、健保指定口座に「振込」していただきます。</p> <p>※ゆうちょ銀行窓口では手続きが行えないため、健保組合に用紙をご提出いただけます。健保組合経由での引落手続完了までには1ヶ月ほどかかります。</p>
<p>振込手数料はご本人様でご負担願います</p>	

◆ 手続きの方法 ※ご希望される金融機関によって異なります。

【ゆうちょ・ネット銀行 以外 の場合】	【ゆうちょ・ネット銀行の場合】
<p>記入・捺印のうえ、ご自身で金融機関の窓口でお手続きください。</p> <p>指定金融機関（他支店も可）へ依頼書を持って行く</p> <p>↓</p> <p>記入事項・金融機関お届け印に相違がないかを確認してもらい、金融機関確認印を押印してもらう</p> <p>↓</p> <p>1 枚目：そのまま金融機関へ提出</p> <p>2 枚目：任意継続加入書類と一緒に提出</p> <p>3 枚目：本人控え</p>	<p>記入・捺印し、</p> <p>1 枚目： } 任意継続加入書類と一緒に提出</p> <p>2 枚目： }</p> <p>3 枚目： 本人控え</p>